

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

1 変更の理由

2年に一度の保険料改定に当たり、保険料率増加抑制策として特別対策等を継続するため、規約の変更を行う。

2 変更の内容

別紙、新旧対照表のとおり。

規約の附則第5項において、「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び5年度」に改める。

施行期日は、令和4年4月1日。

3 その他

(1) 特別対策等の概要

保険料率増加抑制のため、4項目（葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分）の特別対策及び所得割額独自軽減策を行うものである。

(2) 政令どおりの場合（特別対策等を実施しない場合）との比較

特別対策等を実施することで、一人当たりの平均保険料額が5,877円削減（9,666円－3,789円）される。

	令和2・3年度 (特別対策等実施)	令和4・5年度 (政令どおりの場合)	令和2・3年度との 増減	令和4・5年度 (特別対策等実施)	令和2・3年度との 増減
均等割額	44,100円	48,900円	4,800円	46,400円	2,300円
所得割率	8.72%	10.20%	1.48ポイント	9.49%	0.77ポイント
一人当たり 平均保険料額	101,053円	110,719円	9,666円	104,842円	3,789円

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改正案	現 行																
<p>第1条～第19条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 令和4年度分及び令和5年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p align="right">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ	100パーセント	<p>第1条～第19条（略）</p> <p align="center">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 令和2年度分及び令和3年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p align="right">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%; text-align: center;">項目</th> <th style="width:50%; text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料そ	100パーセント																

<p>の他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</p>													
<p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント	
項目	負担割合												
審査支払手数料相当額	100パーセント												
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント												
保険料未収金補填分相当額	100パーセント												
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント												
葬祭費相当額	100パーセント												
<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。</u></p>													
<p>とする。</p>													
<p><u>附 則(令和4年3月31日東京都知事届出)</u></p>													
<p><u>(施行期日)</u></p>													
<p><u>1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>													

<p>の他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</p>													
<p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント	
項目	負担割合												
審査支払手数料相当額	100パーセント												
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント												
保険料未収金補填分相当額	100パーセント												
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント												
葬祭費相当額	100パーセント												
<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和2年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。</u></p>													
<p>とする。</p>													

<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1・別表第2 （略）</p>	<p>別表第1・別表第2 （略）</p>
--	----------------------